新

令和<u>5</u>年度医師留学支援事業費補助金【<u>臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】交 付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師留学支援事業費補助金【<u>臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する<u>臨床研修医</u>及び専攻医が、国内外の先進的な医療機関等で<u>研修(原則、臨床研修及び専門研修プログラムの範囲内の研修を除く。ただし、特に必要がある場合は助成評価委員会に諮り理事長が判断</u>する。)を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。

(補助申請者の要件)

- 第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当 する者とする。
- (1) 高知県内の医療機関に在籍する令和<u>5</u>年4月1日の時点で卒後1年 目~5年目の者
- $(2) \sim (4)$  (略)

第4条 (略)

旧

令和<u>4</u>年度医師留学支援事業費補助金【<u>初期臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師留学支援事業費補助金【<u>初期臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知 県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医 療機関に所属する<u>初期臨床研修医</u>及び専攻医が、国内外の先進的な医療 機関等で<u>研修(初期臨床研修プログラムの範囲内の研修は除く。)を</u>行う ことに対して、予算の範囲内で補助を行う。

(補助申請者の要件)

- 第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。
- (1) 高知県内の医療機関に在籍する令和<u>4</u>年4月1日の時点で卒後1年 目~5年目の者
- $(2) \sim (4)$  (略)

第4条 (略)

(補助申請)

- 第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係 書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日 までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する 者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。
- 2 補助対象期間は令和5年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。

(補助事業者の決定)

第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する規則 (平成22年3月29日機構規則第3号)第<u>6</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。

## 第7条~12条 (略)

## 附則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 令和<u>5</u>年度補助額は、令和<u>5</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。

(補助申請)

第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係 書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日 までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する 者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。

旧

2 補助対象期間は令和4年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。

(補助事業者の決定)

第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規程</u>(平成22年3月29日機構規則第3号)第<u>5</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。

## 第7条~12条 (略)

## 附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和<u>4</u>年度補助額は、令和<u>4</u>年9月を目途に決定する。 決定までに請求できる概算払額は、<u>補助額(予定)</u>の2分の1を上限と する。

新

新					旧			
(別表) 区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	(別表) 区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	
凸刀		州以平	州以水及領			州刿平	州以収及領	
短期留学 (県外の 集) の 集 の まで で ままで で か ままで で か か ままれ 1 か の か が が が り と か が が か が か が か が か が か が か が か が か が	(1)現住所から留学先医療機 関等までの往復旅費、海外留 学保険料 (2)住居費(家賃等賃借料、 敷金、手数料、負担金) (3)研修費(受講料、留学先 での移動交通費、書籍等購入 費、消耗品費、通信運搬費、 手数料、使用料、負担金) (4)その他理事長が特に必要 と認める経費 ※「公募事業 Q&A」及び「補助 対象経費・基準額等について」 を確認すること。	定額	500 千円/	短期留学 (県外の 集) の (場) と (場) と (場) と (場) と (は) と (は	(1)現住所から留学先医療機 関等までの往復旅費、海外留 学保険料 (2)住居費(家賃等賃借料、 敷金、手数料、負担金) (3)研修費(受講料、留学先 での移動交通費、書籍等購入 費、消耗品費、通信運搬費、 手数料、使用料、負担金) (4)その他理事長が特に必要 と認める経費	定額	500 千円/ 人	
※海外留学時に同行するご家族の保険料について、補助事業の対象として 申請しようとする場合には、保険の契約の前にあらかじめご相談ください。								
<b>第1日长子</b> 左	- <b>r</b> . o. w. m.			<b>英</b> 1 日 <del>楼   1</del>				
第1号様式 年度の変更				第1号様式 第2号様式				
第2号様式 年度の変更及び決定時期等を追加 第2号様式 年度の変更				第2号様式   第3号様式				
				第4号様式				
第45様式 <u>午度の変更</u> 第5号様式 年度の変更及び補助事業実施期間等を追加					第5号様式			
(別紙1)   申請者の所属施設名と診療科等を追加     5   留学事業の内容に(5)留学先での雇用形態、給料・手				<u>(別紙1)</u>				

	新	旧
当等、その他の補助の有無を追加		
(別紙2)	変更なし	(別紙2)
(別紙3)	変更なし	(別紙3)
(別紙4)	Word の様式を廃止しエクセルのみに変更	_(別紙4)_
	申請者の所属施設名と診療科等を追加	
(別紙5)	申請者の所属施設名と診療科等を追加	_(別紙5)_
(別紙6)	申請者の所属施設名と診療科等を追加	_(別紙6)_
(別紙7)	Word の様式を廃止しエクセルのみに変更	_(別紙7)_
	申請者の所属施設名と診療科等を追加	
(別紙8)	変更なし	(別紙8)
244126 B & # #		
※様式全体。	として、記載方法や注意点を追記しています。	